議 案 提 出 書

件 名 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保の ための経済的支援制度の確立を求める意見書(案)

上記の議案を別紙のとおり、長野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年9月26日

長野市議会議長 寺 沢 さゆり 様

提出者 長野市議会 経済文教委員会 委員長 黒 沢 清 一

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を 求める意見書(案)

令和2年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で19万6,127人と7年連続で増加しており、長野県内においても約3,800人が不登校と、依然高水準で推移しています。

また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上の条件には当てはまらない ものの、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど、事実上の不登校 も鑑みると、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月3万3千円程度(文部科学省調べ)という経済的負担があります。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考えます。

よって、国においては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための対策として、下記事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。

令和4年9月27日

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣内閣官房長官総務大臣財務大臣対部科学大臣

長野市議会議長 寺 沢 さゆり